

論点表

令和3年10月18日

1 違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方について

(1) 前提となると考えられる論点

ア 不法行為と差止請求権との要件の異同

イ 人格的利益に基づく差止請求権の成否

ウ 最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁の射程

(ア) 「明らか」要件の解釈

(イ) 本案訴訟に射程が及ぶか

(ウ) 検索事業者の提供する検索結果以外の情報の削除に射程が及ぶか

(エ) その他

(2) 違法性及び差止請求の判断基準ないし判断方法

被侵害利益ごとに、①不法行為、②仮処分における差止請求権、③本案訴訟における差止請求権の各場面を想定するなど、場合分けを意識する。

ア 名誉毀損

イ プライバシー

ウ 名誉感情

エ 肖像権

オ 氏名権

(ア) 氏名を冒用されない権利

(イ) 氏名を正確に呼称・表記される利益

(ウ) その他

カ その他の人格権又は人格的利益

(3) 表現の内容や態様を踏まえた違法性等の具体的な判断の在り方

ア プライバシー

(ア) 前科等に関する事案

(イ) 公共性のない事実の公表が問題となる事案

イ 肖像権

(ア) 自らインターネット上に投稿した肖像等の画像等の無断転載

(イ) 被撮影者の同定の要否と程度

(ウ) スポーツ選手に対する盗撮、撮影した写真や動画の投稿等

2 SNS等における「なりすまし」

(1) なりすまし行為自体の違法性の有無及び差止請求の可否

(2) なりすまし行為自体が違法といえない場合の法律構成

ア 名誉毀損

(ア) なりすまされていること（本人による投稿ではないこと）が明らか
な場合の社会的評価の低下の有無

(イ) なりすまされていることが明らかではない場合（本人による投稿で
あると認識される場合）の社会的評価の低下の有無

イ プライバシー

ウ 名誉感情

エ 肖像権

オ 氏名権

(3) なりすまし行為自体が違法といえない場合のアカウント自体の削除

3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題

(1) 被害者の同定や摘示された事実の認定に関し、どの範囲の情報を考慮
することができるか

(2) まとめサイトをめぐる諸問題

ア 原投稿をそのまま転載している場合／編集・加工等している場合

イ まとめサイトのコメント欄にされた投稿

(3) リツイート等による権利侵害

リツイート（Twitter）、いいね（Twitter, Facebook）

(4) リンクの設定による権利侵害

リンク先の情報にのみ権利を侵害する情報がある場合等

(5) 基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の表明

(6) ハンドルネームに対する権利侵害

4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿

(1) 特定の者が大量に投稿している場合

名誉感情侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準並びに削除の範囲

(2) 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合

名誉感情侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準並びに削除の範囲

(3) 名誉感情侵害も肯定できない場合の対処の在り方

5 集団に対するヘイトスピーチ

(1) 表現行為と被侵害利益

危害の扇動，差別の助長，憎悪の増進，集団的誹謗，選挙運動として行われるヘイトスピーチなど

(2) 集団等に向けられたヘイトスピーチ

権利侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準ないし判断方法

(3) 特定個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方

以上